

## 引っ越しトラブル 契約時に約款確認を

毎年3月から4月にかけての就職、進学、転勤シーズンに伴い、引っ越しの契約に関する相談が多く寄せられます。そこで今回は、よくあるトラブルと注意点をご紹介します。気持ちよく新生活をスタートさせるためにぜひ参考にしてください。

- ▼ネットで一括見積もりを申し込むと、引っ越し業者が見積もりのために訪問してきた。他社の見積もりと比較したいと伝えたが、強引に契約を迫られた。後日キャンセルを申し出ると、引っ越しは2週間後なのに解約料を請求された。支払いたくない。(20代・女性)
- ▼引っ越し業者に、引っ越しの際のエアコンの取り外しと取り付けを行う業務を依頼した。「パック料金に含まれている」と口頭で説明を受けたはずなのに追加請求された。納得できない。(50代・男性)
- ▼引っ越しから半年後、高価な家具に傷があることに気がついた。引っ越し業者に苦情を伝えたが「引っ越しから3カ月以上が経過しているので応じない」と回答された。補償してほしい。(40代・女性)

契約時は、見積書を受け取るとともに、必ず約款を確認しましょう。見積書には荷物の受取日や引渡日などの大切な内容が記されています。口頭で業者と約束した内容も必ず見積書の余白などに記載してもらいましょう。約款には解約料を含めた契約条件が記載されています。

引っ越しが完了したら荷物の紛失や破損がないかなど、すべての荷物の状態をすぐに確認しましょう。

電話やインターネットで簡単に見積もり・契約できることもあるようですが、自らの大切な荷物を託す業者を選定する場面です。価格だけでなく作業員数や補償など、価格以外の条件についても、あらかじめ積極的に直接問い合わせるなどして、信頼できる引っ越し業者を慎重に選定しましょう。

お困りの際には、早めに最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。

岐阜県県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。

電話058-277-1003です。(開設時間：平日8:30~17:00)

土曜日は電話相談(9:00~17:00)のみ

受付消費者ホットライン ☎(局番なし)188番(いやや!)

※☎(局番なし)188番は、お住まいの市町村相談窓口又は県民生活相談センターにつながります。